
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **ステップ 3 の振り返り**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、審議事項 (3)-4 「今後の審議の進め方」についてご意見を伺う前段階として、ステップ 3 に関するこれまでの審議の状況を整理することを目的としている。

II. これまでの審議の経緯

2. 第 478 回企業会計基準委員会（2022 年 4 月 26 日開催）及び第 179 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 19 日開催）では、ステップ 2 の進め方として、次の目的に沿って今後の基準の開発を行っていくことを提案していた。

国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準を目指す。

3. 前項で示すステップ 2 の目的の考え方として、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の予想信用損失モデルを日本基準に取り入れるにあたり、IFRS 第 9 号の定めと文言レベルで一致させることは必ずしも目指さず、定め of 明確化又は実務で行われている取扱いに関しても必要に応じて取り入れることを提案していた。
4. 第 491 回企業会計基準委員会（2022 年 11 月 21 日開催）及び第 190 回金融商品専門委員会（2022 年 11 月 2 日開催）（以下、合わせて「第 491 回企業会計基準委員会等」という。）では、IFRS 第 9 号における減損の適用範囲と日本基準における貸倒引当金の設定の対象範囲について整理を行い、ステップ 3 以降の進め方について審議を行った。
5. 第 491 回企業会計基準委員会等の審議では、ステップ 3 の検討を一旦始め、追加的な論点が出た場合にどのように対応するか検討しながら進めるべきといった意見が聞かれた。このような意見を踏まえ、次に記載した論点について検討を開始した。

- (1) 金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより、別途検討する論点
 - ① SPPI 要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い
 - ② SPPI 要件を満たさない債券の取扱い
 - ③ デリバティブが組み込まれた金融資産
 - (2) ステップ3で取り上げる個別の論点
 - ① 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い
 - ② 金融保証契約の取扱い
 - ③ ローン・コミットメントに対する減損に関する定め適用
6. 本資料では、前項に記載した論点に関する審議の内容について、ASBJ 事務局の提案及び企業会計基準委員会で聞かれた主な意見を整理している。

III. 各論点に関する ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより、別途検討する論点（本資料第5項(1)）

7. 第491回企業会計基準委員会等では、次のような金融資産について予想信用損失モデルの適用対象とするか否かは、金融商品の分類及び測定についての開発を行うか否かにより論点になる可能性があることを示した。
- (1) IFRS 第9号の SPPI 要件を満たさない債券について、IFRS 第9号では公正価値で測定されており予想信用損失モデルの適用対象とならない一方、日本基準では法的形態が債券であることから減損の適用対象となっている債券
 - (2) デリバティブが組み込まれている債券について、IFRS 第9号では金融資産が主契約である混合契約は、主契約とデリバティブを分離せず当該金融資産全体で分類することが求められている一方、日本基準では一定の要件を満たした場合には組込対象である金融資産と区分することが求められる債券

8. この点、第 493 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 26 日開催）及び第 192 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 21 日開催）（以下合わせて「第 493 回企業会計基準委員会等」という。）では、金融資産の分類について IFRS 第 9 号の定めを取り入れた場合には、金融商品の管理手法や会計処理への影響が甚大になり、利害関係者の理解を得ることができない可能性があることが考えられるとして、金融商品の種類を基礎とする現行の金融商品会計基準等¹における金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うことを提案した。
9. 前項の提案について、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。そのため、本論点については、これ以上の検討は行っていない。

ステップ 3 で取り上げる個別の論点（本資料第 5 項(2)）

（満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い（本資料第 5 項(2)①））

10. 第 494 回企業会計基準委員会（2023 年 1 月 17 日開催）及び第 193 回金融商品専門委員会（2023 年 1 月 12 日開催）において、IFRS 第 9 号では、Too Little, Too Late 問題に対応するため、すべての金融商品に同じ予想信用損失モデルを適用することとされており、国際的な比較可能性を確保することを重視するステップ 2 の目的を踏まえ、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券についても予想信用損失モデルの適用対象とすることを提案した。
11. 前項の提案について企業会計基準委員会では主に次の意見が聞かれた。
 - (1) 信用リスクに着目して、債券に対して予想信用損失モデルを適用するという事務局提案の方向性に賛成する。
 - (2) 特に国債等の債券に対して予想信用損失モデルによる計算をどこまで精緻に求めるかに関して検討する必要がある。
 - (3) その他有価証券に分類される債券は時価評価され、市場取引で決まる時価には信用リスクが織り込まれていることから、Too Little, Too Late 問題への対応としては、債券と貸付金では性質が異なると考えられる。

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」及び日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計に関する Q&A」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。

- (4) 債券をファンド化した投資信託等に予想信用損失モデルを適用するか検討すべきである。

信託への投資に対する予想信用損失モデルの適用

12. 本資料第 11 項(4)の意見を踏まえ、債券をファンド化した投資信託等に対する予想信用損失モデルの適用について審議を行った。
13. 前項の検討にあたり、現行の金融商品会計基準等及び実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」では、信託契約の法形態等を踏まえて複数の取扱いが定められているため、現行の日本基準の分類を前提に検討を行った。
14. 第 496 回企業会計基準委員会（2023 年 2 月 20 日開催）及び第 195 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 14 日開催）（以下合わせて「第 496 回企業会計基準委員会等」という。）では、債券をファンド化した投資信託等に対する取扱いについて次のとおり取り扱うことを提案した。
- (1) 第 496 回企業会計基準委員会等で提案し、第 498 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 22 日開催）及び第 197 回金融商品専門委員会（2023 年 3 月 14 日開催）（以下合わせて「第 498 回企業会計基準委員会等」という。）でその提案を変更しなかったもの
- ① 満期保有目的の金銭の信託及びその他目的の金銭の信託については、信託財産構成物が貸付金等の債権である場合、予想信用損失モデルの適用対象とする。
- ② 総額法により信託財産を持分割合に応じて直接保有する場合と同様に取扱うことから、個別の定めは設けず、現行の取扱いを維持する。
- (2) 第 496 回企業会計基準委員会等における ASBJ 事務局の提案のうち、第 498 回企業会計基準委員会等において提案を変更したもの
- ① 信託受益権を債権（又は債券）、株式等又は預金のどの性格を有するかを判断の上、債権（又は債券）と同様の性格を有する場合、原則として当該信託受益権について予想信用損失モデルにより引当を認識する（予想信用損失モデルの適用対象とする。）。
15. 本資料第 14 項(2)に関して企業会計基準委員会では、信託に対する予想信用損失モデルの適用について主に次の意見が聞かれた。

- (1) 本資料第 14 項(2)の事務局提案を適用するにあたっては、信託受益権を債権（又は債券）、株式等又は預金に区分するための具体的な基準開発が必要となり、その場合負債と資本の区分に関する議論に発展する可能性がある。
 - (2) 今回のプロジェクトのスケジュールも考慮し、貸付金に対する予想信用損失モデルの導入を優先し、信託については割り切った対応にした場合に発生する懸念点についてのみフォローするのがよいと考える。
16. 前項の聞かれた意見等を踏まえ、第 498 回企業会計基準委員会等では、当面の間、現行の減損モデルを維持し、金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発に着手するか否かの議論をする際に考慮する事項として取り扱うことを再提案した。
- (1) 委託者兼当初受益者が複数である金銭の信託
 - (2) 受益権が質的に異なるものに分割されている又は受益者が多数となる金銭以外の信託
17. 本資料第 14 項(1)及び前項の提案について、企業会計基準委員会では、主に、信託受益権について、その性格を区分することは難しく、当面の間、現行の減損モデルを維持する事務局の再提案に賛成する意見が聞かれた。

満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法

18. ステップ 2 を適用する金融機関における貸付金に対する償却原価の償却方法の審議において、債券に対して貸付金と同様の償却方法（利息法）が適用された場合について懸念する意見が聞かれたため、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に予想信用損失モデルを適用するか否かの論点と並行して、満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券に係る償却原価の償却方法について検討を行った。
19. この点について、第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 196 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 28 日開催）において、次のとおり取り扱うことを提案した。
- (1) 原則として IFRS 第 9 号の定めを取り入れて利息法とする。
 - (2) 外部格付けが投資適格に該当する債券（貸付金の代替として銀行等金融機関が引き受ける債券は除く。）については定額法を適用するオプションを設ける。
また、従来は外部格付けが投資適格であったが、その後、外部格付けが下が

り投資適格でなくなる場合（逆に、従来は外部格付けが投資適格でなかったが、その後、外部格付けが投資適格になる場合）には、その事象が発生した期間の翌期首において定額法と利息法との差額についてキャッチ・アップ修正を行い、以降は切替後の償却方法（利息法又は定額法）を適用する。

20. 前項の提案について、企業会計基準委員会では主に次の意見が聞かれた。

- (1) 債券について、オプションを設ける方向性については賛成する。一方、投資適格か否かをもって定額法のオプションを設けることにより、会計ルールの複雑性が企業の投資行動に影響を与えることは極力避けるべきと考える。
- (2) 事務局が例示したキャッチ・アップ修正は複雑であり、オプション適用の妨げになるおそれがある。
- (3) 前項の事務局提案は、ステップ2を採用する金融機関を対象としたものであり、ステップ4を適用する金融機関については別途検討するという理解でよいか確認したい。

(金融保証契約の取扱い（本資料第5項(2)②))

21. 金融保証契約の発行者の会計処理について、第491回企業会計基準委員会（2022年11月21日開催）及び第190回金融商品専門委員会（2022年11月2日開催）（以下合わせて「第491回企業会計基準委員会等」という。）において、IFRS第9号の定めを取り入れ、予想信用損失の適用対象とすることを提案した。

22. ここで、第491回企業会計基準委員会等では、金融保証契約の定義及び測定 of 取扱いについても検討すべきといった意見が聞かれたため、第495回企業会計基準委員会（2023年2月7日開催）及び第194回金融商品専門委員会（2023年1月31日開催）において、次のとおり対応することを提案した。

- (1) 今回の金融資産の減損に関する会計基準の開発のプロジェクトにおける対応の一環としてIFRS第9号の金融保証契約の定義を取り入れる。
- (2) 金融保証契約の契約当初に公正価値で認識するとするIFRS第9号の定めを取り入れる。
- (3) IFRS第9号の損失評価引当金の金額と当初認識額から収益認識累計額を控除した金額のいずれか高い額で測定する定めを取り入れつつ、会計方針の選択として金融保証契約と予想信用損失を別個に会計処理することができることとする。

23. 前項の提案について、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。
24. また、金融保証契約の発行者の会計処理に合わせて、その保有者の会計処理について取り上げるべきとの意見が聞かれたことから、第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）及び第 191 回金融商品専門委員会（2022 年 12 月 1 日開催）（以下合わせて「第 492 回企業会計基準委員会等」という。）において、国際的な比較可能性の確保を図るために、IFRS 第 9 号の定めをそのまま取り入れることを提案した。
25. 前項の提案について、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。

（ローン・コミットメントに対する減損に関する定め適用（第 5 項(2)③））

26. ローン・コミットメントについて、第 492 回企業会計基準委員会等では、IFRS 第 9 号の定めを取り入れ、予想信用損失モデルの適用対象とすることを提案した。
27. 前項の提案について、企業会計基準委員会では特段異論は聞かれなかった。

ディスカッション・ポイント

ステップ 3 の振り返りについてご意見を伺いたい。

以 上

[表] これまでの審議の状況

(ステップ3)

項番	論点	
	企業会計基準委員会	金融商品専門委員会
ステップ3で取り上げる個別の論点		
12	満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券の取扱い	
	第494回 (2023年1月17日)	第193回 (2023年1月12日)
	第496回 (2023年2月20日)	第195回 (2023年2月14日)
	第497回 (2023年3月8日)	第196回 (2023年2月28日)
	第498回 (2023年3月22日)	第197回 (2023年3月14日)
13	金融保証契約の取扱い	
	第491回 (2022年11月21日)	第190回 (2022年11月2日)
	第492回 (2022年12月6日)	第191回 (2022年12月1日)
	第495回 (2023年2月7日)	第194回 (2023年1月31日)
14	ローン・コミットメントに対する減損に関する定め適用	
	第492回 (2022年12月6日)	第191回 (2022年12月1日)
金融商品の分類及び測定の開発を行うか否かにより、別途検討する論点		
15~17	SPPI要件を満たさない債権や流動化などの売却を目的として保有する債権の取扱い	
	SPPI要件を満たさない債券の取扱い	
	デリバティブが組み込まれた金融資産	
	第493回 (2022年12月26日)	第192回 (2022年12月21日)

以上